

## 串本町高齢者住宅改修補助金交付事務取扱要領

この要領は、串本町高齢者住宅改修補助金の交付について、串本町高齢者住宅改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### 1 要綱第3条第2項関係

要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する場合であっても、次に掲げる特別な事情に該当すると町長が認めたときは、申請することができる。

- (1) 世帯員の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 生計中心者が死亡、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき。
- (3) 生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業による著しい損失又は失業等により著しく減少したとき。
- (4) 生計中心者の収入が、干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。
- (5) その他、やむを得ないと町長が認める事情が生じたとき。

### 2 要綱第3条第2項第2号関係

- (1) 対象者を含め世帯員全員の前年1年間の収入の合計金額が、次の基準以下であること。

1人（単身）世帯：100万円

2人 世帯：140万円

3人 世帯：180万円

（以下、1人増えるごとに40万円を加算する。）

- (2) 収入の中には、町民税のかからない「遺族年金」、「遺族恩給」、「障害年金」、「高齢福祉年金」、「雇用保険」、「福祉給付金」などあらゆる収入を含む。（通帳等で残高を確認すること。）また、事業収入にあつては、原材料費及び仕入代（所得税青色申告決算書における売上原価の「③仕入金額（製品製造原価）」欄に対応する金額）を控除した後の額を収入とみる。したがって、これらの一年間の収入金額を世帯で合計した金額が、上記の「年間収入の基準額」を超える場合は、この補助の対象にならない。
- (3) 収入の金額は、原則として前年の収入金額による。（1月1日から5月31日までの間に申請する場合にあつては、前々年の収入金額。）
- (4) 別表に定めるものは、収入と認定しない。

### 3 要綱第3条第2項第3号関係

金融資産とは、預貯金、国債・株式などの有価証券をいう。預貯金は申請時の額（定

期性の預貯金は額面額)、有価証券は額面額で評価する。(通帳等で残高を確認すること。)

4 要綱第3条第2項第4号関係

対象者を含め世帯員全員が、今住んでいる土地・家屋を除き、地金などの動産や不動産(田畑、山林等ただちに処分が難しい物は除く。)など活用できる資産を所有していないこと。

ただし、地金など動産がある場合において、金融資産と動産の合計額が第3条第2項第3号で規定する額以下の場合は、当該動産については、活用できる資産と見なさない。

5 要綱第3条第2項第5号関係

対象者が、世帯員以外の者の所得税又は市町村民税の扶養控除において扶養親族となっておらず、かつ、世帯員以外の者が被保険者となっている健康保険などの医療保険において被扶養者となっていないこと。(医療保険証で確認すること。)

## 別表

### 認定除外対象収入一覧

生活の維持のために活用することを求めない次の公的給付

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- (2) 未帰還者に関する特別措置法による弔慰金（同一世帯内に同一の者につき(1)を受けられる場合を除く。）
- (3) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち35,920円（月額）並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- (5) 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める月額

ア 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合

33,650円

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合

16,830円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合

10,110円

イ 遺族補償費

33,650円